

資料 1

三重県立熊野古道センター維持管理要求水準

1 維持管理の対象

センターの敷地内及び建物全体とする。

2 要求水準

(1) 展示室、収蔵庫等の事項

- ア 収蔵資料、展示資料等に支障を来さないこと。
- イ 展示造作物、展示機器等を適切な状態に保つこと。
- ウ 展示壁面について、しみや汚れがないこと。
- エ 収蔵棚等の維持管理を適切に行うこと。

(2) 外構に関する事項

ア 工作物

- (ア) 汚損、破損等がないこと。
- (イ) 門扉、塀等については、防犯対策に考慮し、良好な状態に保つこと。
- (ウ) 照明設備の点検等を行い、夜間の利用者の安全に配慮すること。

イ 植栽等

- (ア) 敷地内の芝生、樹木等を適正に管理し、良好な環境を保つこと。
- (イ) 剪定、除草等を計画的に行い、植栽を良好な状態に保つこと。

(3) 清掃に関する事項

ア 建物内清掃

- (ア) 毎日実施する日常清掃は、センター運営の妨げにならないように行うこと。
- (イ) 清掃に使用する洗剤等は、展示資料に影響を及ぼす有害物質が発生しないものを使用すること。
- (ウ) 日常清掃と定期清掃を組み合わせ、館内の良好な環境を保つこと。

イ 外構清掃

- (ア) 敷地内のごみ、落ち葉、泥汚れ等を除去し、敷地内の環境を良好に保つとともに、近隣に迷惑を及ぼさないようにすること。
- (イ) 舗装面等に雑草が繁茂するのを除去すること。

ウ ごみの収集

- (ア) ごみは、所定の場所に集積し、保管すること。
- (イ) 分別等は、尾鷲市の収集方法に従うこと。

(4) 警備に関する事項

施設のすべての財産を保全するために、巡視による点検及び機械警備による警備業務を実施すること。

(5) 保守点検に関する業務

関連する法令等を遵守し、施設等を良好に維持管理すること。

ア 冷暖房・空調設備

効率的な運転を行うため、必要と認められる点検、清掃を実施すること。

イ 消防用設備

法令等に基づき、機器点検（2回／年）、総合点検（1回／年）を実施すること。

ウ 浄化槽

法令等に基づき、必要と認められる点検、清掃を実施すること。

エ 電気設備

法令等に基づき、必要と認められる点検を実施すること。

オ 自動ドア

法令等に基づき、必要と認められる点検を実施すること。

カ 建築基準法定期点検

法令等に基づき、建物は3年に1度、建築設備は毎年実施すること。

キ 映像ホール機器点検

必要業務を行うために、部品の交換及び点検を実施すること。

(6) 保守管理記録の作成

施設の保守管理記録等を作成し保管すること。なお、修理等において設計図面に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。

(7) 非常時、緊急時の対応

施設内において破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要がある場合は、あらかじめ県と協議のうえ作成したマニュアルに従い、被害防止に必要な措置を取ること。

3 その他

上記業務を実施するにあたって想定される項目及び概算額を、別紙に記載しているので参考にすること。

(資料1別紙)

維持管理理想定経費（令和2年度以降の各年度）

(千円)

項目	概要	概算額	備考
1 施設設備保守点検		2,841 (3,006)	
① 冷暖房・空調設備保守点検		770	
② 消防用設備保守点検	自動火災報知設備、誘導灯設備、消火器具、放送設備	77	総合点検、機器点検
③ 浄化槽保守点検・清掃	保守点検（4週に1回以上の実施）、清掃（年2回の実施）	911	
④ 電気設備保守点検		258	
⑤ 自動ドア保守点検		132	
⑥ 建築基準法定期点検	建物の点検は令和3年度及び令和6年度に実施 設備の点検は毎年度実施	253 (418)	
⑦ 映像ホール機器点検		440	
2 清掃業務	日常清掃（毎日の清掃）、定期清掃（館内床（一部）ワックスがけ、窓ガラス、照明器具、各室の扉等の清掃、屋外清掃）	1,103	
3 警備業務	機械警備	452	
4 樹木等管理		407	
5 光熱水費		5,226	
① 水道		270	
② 電気		4,945	
③ ガス		11	
合計		10,029 (10,194)	

※ 各項目の概算額欄には平成29年度実績額を基準に消費税率の引上げを勘案して算出した金額を記載しています。

ただし、建築基準法に基づく定期点検の概算額欄については、平成30年度の実績をもとに算出しており、（ ）内の金額は、建物の点検が必要な令和3年度及び令和6年度の実績です。

また、燃料費等維持管理経費は変動します。